

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長 殿

【提出日】 平成26年 3月27日

【発行者名】 ラッセル・インベストメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼CEO ブルース・ダブリュー・フラーム

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂七丁目 3番37号 プラス・カナダ

【事務連絡者氏名】 中野 浩一

【電話番号】 03-5411-3500

【届出の対象とした募集内国投資信託
受益証券に係るファンドの名称】 ラッセル グローバル・バランス・ファンド 安定型
ラッセル グローバル・バランス・ファンド 安定・成長型
ラッセル グローバル・バランス・ファンド 成長型

【届出の対象とした募集内国投資信託
受益証券の金額】 各ファンド1兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1.【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年2月18日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の記載事項に変更が生じたため、本訂正届出書を提出するものです。

2.【訂正の内容】

<訂正前> および <訂正後> に記載している下線部 _____ は訂正部分を示しています。

第二部【ファンド情報】

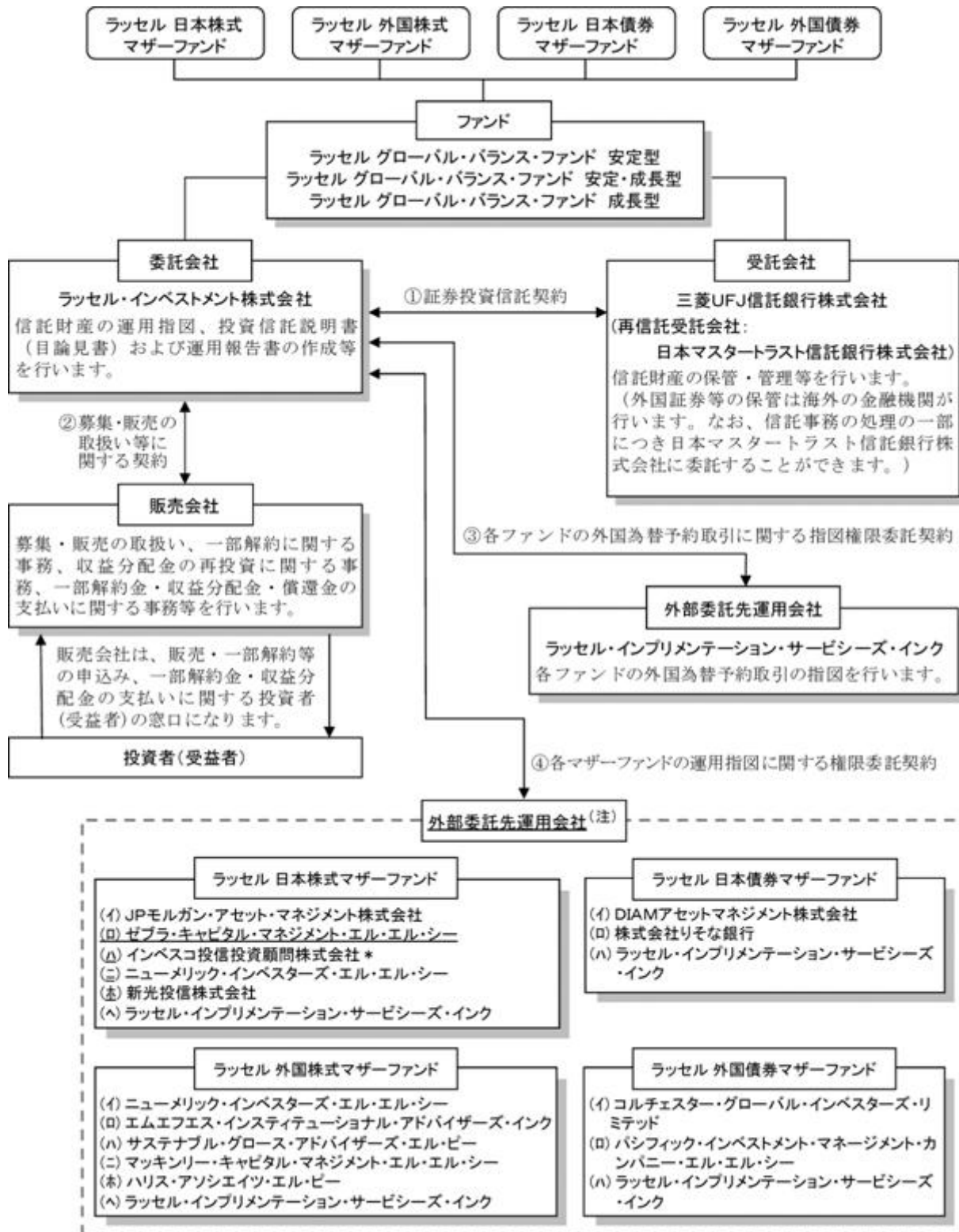
第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(3)【ファンドの仕組み】

<ファンドの関係法人および運営上の役割>

<訂正前>



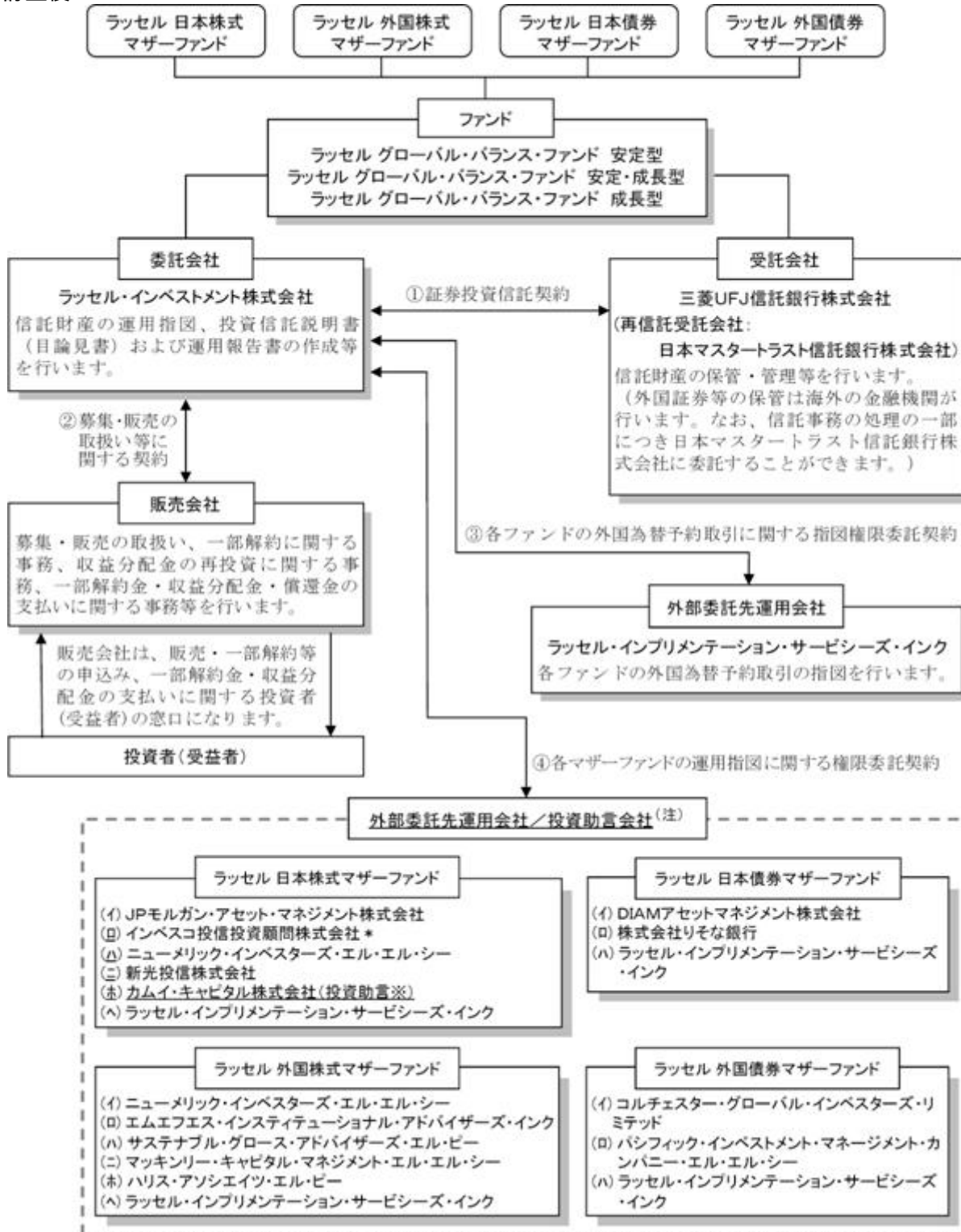
* (略)

(注) 各マザーファンドにおいて運用指図に係る権限を委託している外部委託先運用会社は事前の通知なしに随時変更され、平成26年2月18日現在のもものと異なることがあります。

証券投資信託契約

- (略)
募集・販売の取扱い等に関する契約
(略)
各ファンドの外国為替予約取引に関する指図権限委託契約
(略)
各マザーファンドの運用指図に関する権限委託契約
(略)

<訂正後>



* (略)

カムイ・キャピタル株式会社の投資助言に基づき、ラッセル・インプリメンテーション・サービシーズ・インクが運用の指図を行います。

(注)各マザーファンドにおける外部委託先運用会社（運用の指図に係る権限を委託する運用会社をいいます。以下同じ。）および投資助言会社（外部委託先運用会社が投資助言を受ける会社をいいます。以下同じ。）は事前の通知なしに随時変更され、平成26年3月27日現在のもとの異なることがあります。

証券投資信託契約

（略）

募集・販売の取扱い等に関する契約

（略）

各ファンドの外国為替予約取引に関する指図権限委託契約

（略）

各マザーファンドの運用指図に関する権限委託契約

（略）

<参考：マザーファンドの運用における投資助言契約>

外部委託先運用会社と投資助言会社の間で締結され、外部委託先運用会社がマザーファンドの運用指図を行う際の投資助言の内容を定めた契約です。なお、投資助言会社によって、投資助言を受ける内容等は異なります。

2【投資方針】

(5)【投資制限】

（参考）マザーファンドの投資方針

<訂正前>

(5)マザーファンドにおける運用の権限委託

平成26年2月18日現在、委託会社は、各マザーファンドについて、運用の指図に関する権限を次のものに委託しています。

<ラッセル 日本株式マザーファンド>

（イ）商号：JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社《日本》
委託内容：バリュウ（割安）型株式に重点をおいた運用

（ロ）商号：ゼブラ・キャピタル・マネジメント・エル・エル・シー《米国》
委託内容：バリュウ（割安）型株式に重点をおいた運用

（ハ）商号：インベスコ投信投資顧問株式会社^{*}《日本》
委託内容：マーケット・オリエンテッド型の運用
^{*}（略）

（ニ）商号：ニューメリック・インベスターズ・エル・エル・シー《米国》
委託内容：マーケット・オリエンテッド型の運用

（ホ）商号：新光投信株式会社《日本》
委託内容：グロース（成長）型株式に重点をおいた運用

（ヘ）（略）

（略）

各マザーファンドは、マルチ・マネージャーの運用アプローチを採用しています。マルチ・マネージャーの運用アプローチにおいて、委託会社は各マザーファンドの運用の指図にかかる権限を委託する外部委託先運用会社のパフォーマンス・運用状況等を監視し、外部委託先運用会社の変更や追加等をいつでも行うことがあります。また委託会社は、各外部委託先運用会社への目標配分割合を変更することがあります。従って、各マザーファンドがその運用の指図に係る権限を委託している外部委託先運用会社は事前の通知なしに随時変更され、平成26年2月18日現在のものと異なることがあります。

（略）

<訂正後>

(5)マザーファンドにおける外部委託先運用会社（投資助言会社を含みます。以下、本項において同じ。）

平成26年3月27日現在、各マザーファンドにおける外部委託先運用会社は次のとおりです。

<ラッセル 日本株式マザーファンド>

（イ）商号：JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社《日本》
委託内容：バリュウ（割安）型株式に重点をおいた運用

（ロ）商号：インベスコ投信投資顧問株式会社^{*}《日本》
委託内容：マーケット・オリエンテッド型の運用

*（略）

（八）商号：ニューメリック・インベスターズ・エル・エル・シー《米国》

委託内容：マーケット・オリエンテッド型の運用

（三）商号：新光投信株式会社《日本》

委託内容：グロース（成長）型株式に重点をおいた運用

（ホ）商号：カムイ・キャピタル株式会社《日本》

投資助言内容：グロース（成長）型株式に重点をおいた運用—

カムイ・キャピタル株式会社の投資助言に基づき、ラッセル・インプリメン
テーション・サービシーズ・インクが運用の指図を行います。

（へ）（略）

（略）

各マザーファンドは、マルチ・マネージャーの運用アプローチを採用しています。マルチ・マネージャーの運用アプローチにおいて、委託会社は各マザーファンドにおける外部委託先運用会社のパフォーマンス・運用状況等を監視し、外部委託先運用会社の変更や追加等をいつでも行うことがあります。また委託会社は、各外部委託先運用会社への目標配分割合を変更することがあります。従って、各マザーファンドにおける外部委託先運用会社は事前の通知なしに随時変更され、平成26年3月27日現在のものと異なることがあります。

（略）

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

(5)【その他】

D．関係法人との契約の更改等

<訂正前>

1．募集・販売の取扱い等に関する契約

（略）

2．各ファンドの外国為替予約取引に関する指図権限委託契約

（略）

3．各マザーファンドの運用指図に関する権限委託契約

（略）

<訂正後>

1．募集・販売の取扱い等に関する契約

（略）

2．各ファンドの外国為替予約取引に関する指図権限委託契約

（略）

3．各マザーファンドの運用指図に関する権限委託契約

（略）

<参考：マザーファンドにおける外部委託先運用会社との投資助言契約>

外部委託先運用会社と投資助言会社との間で締結される投資助言契約は、当事者の一方の相手方に対して30日前の書面による解約の意思表示の通知がなされた場合、契約が終了します。ただし、当該契約はマザーファンドの償還日に終了するものとします。

第三部【委託会社等の情報】

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(4)各マザーファンドの運用指図に関する外部委託先運用会社

<ラッセル 日本株式マザーファンド>

<訂正前>

(平成25年9月末現在)

(a)名称	(b)資本金の額	(c)事業の内容
J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社	(略)	(略)
ゼブラ・キャピタル・マネジメント・エル・エル・シー	リミテッド・ライアビリティ・カンパニーのため、該当事項はありません。	金融商品取引法に定める外国の法令に準拠して設立された法人として、外国において投資運用業等を営んでいます。
インベスコ投信投資顧問株式会社	(略)	(略)
ニューメリック・インベスターズ・エル・エル・シー	(略)	(略)
新光投信株式会社	(略)	(略)
ラッセル・インプリメンテーション・サービシーズ・インク	(略)	(略)

(略)

<訂正後>

(平成25年9月末現在)

(a)名称	(b)資本金の額	(c)事業の内容
J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社	(略)	(略)
インベスコ投信投資顧問株式会社 [*]	(略)	(略)
ニューメリック・インベスターズ・エル・エル・シー	(略)	(略)
新光投信株式会社	(略)	(略)
ラッセル・インプリメンテーション・サービシーズ・インク	(略)	(略)

*インベスコ投信投資顧問株式会社は、平成26年4月1日付でインベスコ・アセット・マネジメント株式会社に商号を変更する予定です。

<参考：投資助言会社>

(平成25年9月末現在)

(a)名称	(b)資本金の額	(c)事業の内容
カムイ・キャピタル株式会社	900万円	金融商品取引法に定める投資助言業等を営んでいます。

(略)

2【関係業務の概要】

<訂正前>

(1)受託会社

（略）

(2)販売会社

（略）

(3)各ファンドの外国為替予約取引に関する外部委託先運用会社

（略）

(4)各マザーファンドの運用指図に関する外部委託先運用会社

（略）

<訂正後>

(1)受託会社

（略）

(2)販売会社

（略）

(3)各ファンドの外国為替予約取引に関する外部委託先運用会社

（略）

(4)各マザーファンドの運用指図に関する外部委託先運用会社

（略）

<参考：各マザーファンドにおける投資助言会社>

外部委託先運用会社との投資助言契約により、マザーファンドの運用にかかる投資助言を外部委託先運用会社に行います。